

### 子育てひろば「まな」

**と き** 7月16日(火)  
午前10時30分～11時30分  
**と ころ** 児童発達支援事業所くくあ  
(安町釜ヶ前32-1)  
**内 容** 親子で楽しむリトミック  
～夏、海、空～  
※子育て相談あり  
**対 象** 0歳～就学前の子どもと  
保護者  
**定 員** 15組程度(先着順、キャン  
セル待ち受け付けあり、空き  
があれば当日の受け付け可)  
**参加費** 無料  
**その他** 動きやすい服装でお越し  
ください。無料駐車場が利用で  
きます。  
**申し込み** **問** 7月2日(火)から電話  
で、子どもの氏名、年齢、月齢、  
電話番号を次へ  
NPO法人アシストふれあいハート  
児童発達支援事業所くくあ子育て  
ひろば「まな」  
**TEL55-9366**  
(市民力推進課)

### 子供将棋教室

**と き** 7月13日(土)・20日(土)  
午前11時～午後0時30分  
**と ころ** ガレリアかめおか1階  
クラブ室  
**対 象** 小学生  
**定 員** 各回4人(個別指導)  
**参加費** 250円(1回分)  
**申し込み** **問** いずれも前日までに  
子供将棋クラブ田井  
**TEL090-6674-5851**  
(社会教育課)

### 資源ごみ集団回収報奨金の交付申請をお忘れなく

新聞・雑がみ・ダンボール・古  
布の資源ごみ回収を行う団体に報  
奨金を交付しています。  
**対 象** 平成31年3月から令和元  
年6月までに実施した資源ごみ  
の集団回収

**申請期限** 7月31日(水)  
郵送の場合は必着。  
※申請期限を過ぎた場合、申請は  
受け付けられません。  
※申請書類は市ホームページから  
もダウンロードできます。  
**問** 環境クリーン推進課(桜塚ク  
リーンセンター内・東別院町)  
**TEL27-2120 FAX27-3561**  
(環境クリーン推進課)

### 新規狩猟免許取得者を対象に 狩猟免許取得経費を補助します

**対 象** ①新規狩猟免許取得者  
(更新は除く)②亀岡猟友会に加  
入し、地域の捕獲班員として業務  
を遂行できる人③市内在住の人  
**内 容** 狩猟免許講習会費用…全額  
補助、狩猟免許受験料…半額補助  
**その他** 試験は7月7日(日)・8月  
31日(土)・9月7日(土)・12月2  
日(月)、講習会は6月29日(土)・  
8月24日(土)・11月16日(土)に  
実施されます。  
**申し込み** **問** 令和2年1月31日(金)  
までに、亀岡猟友会加入証明書、  
講習会受講料領収書の写し、狩

猟免許試験受験票と狩猟免状の  
写しを次へ  
市役所3階農林振興課  
**TEL25-5094 FAX25-4400**  
(農林振興課)

### 文化資料館体験講座「藍染め体験会」

**と き** 7月20日(土)  
午後1時30分～3時30分  
**と ころ** 文化資料館(古世町)  
**内 容** 藍の生葉で、絹のハンカ  
チなどを染めて、自分の作品を  
作ってみましょう。簡単なので、  
大人も子どもも楽しめます。  
**講 師** 亀岡市文化資料館友の会  
カイコ綿サークルのみなさん  
**材料費** 300円  
**持ち物** エプロン  
**定 員** 20組程度(先着順、7月2  
日(火)から受け付け開始)  
**その他** 文化を未来に伝える次世  
代育み事業(地域文化施設プロ  
ジェクト)として実施。  
**申し込み** **問** 文化資料館(月曜日休館)  
**TEL22-0599・25-5067 FAX25-6128**  
(文化資料館)

### 後期高齢者医療制度についてのお知らせ

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(水)です。新しい被保険者証(桃色)は7月末までに郵送しますので、8月1日(木)からは、医療機関の窓口には必ず新しい被保険者証の提示をお願いします。

#### ◎認定証について(毎年8月1日が更新です)

～現在入院中、今後入院する見込みの人、または高額な外来診療を受けている人は申請を～  
認定証には、①高額な保険診療を受けたときの医療機関などの窓口での支払い(入院時の食事負担や差額ベッド代などは除く)を高額療養費の自己負担限度額までとする「限度額適用認定証」、②それに加えて、入院時の食事代を減額できる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の2種類があり、対象となる人は次のとおりです。お持ちでない人は、申請してください。  
なお、申請日の属する月の初日が発行期日となります。

対象となる人	認定証の種類
課税所得145万円以上690万円未満の人	①「限度額適用認定証」
住民税非課税世帯の人	②「限度額適用・標準負担額減額認定証」

#### 申請に必要なもの

・健康保険証・朱肉がつく印鑑(申請者と受領者が異なる場合は両方の印が必要となります)  
・本人以外の申請の場合は、委任状と申請者の本人確認書類および印鑑

#### ◎後期高齢者医療保険料均等割額における軽減割合の変更について

今年度、後期高齢者医療保険料の均等割について軽減割合が9割軽減から8割軽減に変わります。

**申請先** **問** 市役所1階保険医療課高齢者医療係(6番窓口) **TEL25-5026 FAX25-5021**  
(保険医療課)

大河ドラマ「麒麟がくる」明智光秀公ゆかりのまち亀岡を盛り上げよう!